

平成24年第2回

伊根町議会定例会会議録

平成24年6月22日（第2号）

伊 根 町 議 会

平成24年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成24年 6月22日 金曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成24年 6月22日 9時28分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成24年 6月22日 14時13分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	泉 良悟	○	地域整備課主幹	須川 清広	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	教育次長	梅崎 良	○	
地域整備課長	白須 剛	○	会計管理者	前野 義明	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主 査	横川 純	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	濱野 茂樹		10番	奥野 良一		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成24年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成24年6月22日(金)

午前 9時28分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 子育て支援について 濱野 茂樹
- 国民健康保険について
- 業務の進行管理について
- 情報発信について
- 町道大成線舗装改良について 和田 義清
- 日月橋の改修について
- 冬季歩道除雪について 松山 義宗
- 浚渫工事について
- 国民健康保険の広域化について 大谷 功

日程第 3 議案第43号 平成24年度伊根町一般会計第2回補正予算

日程第 4 議案第41号 平成24年度伊根地区漁業集落排水(管路)工事請負契約の締結について

日程第 5 行政報告 株式会社伊根町ふるさと振興公社の経営概況について

日程第 6 意見書案第1号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の提出について

日程第 7 意見書案第2号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

日程第 8 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 子育て支援について 濱野 茂樹
- 国民健康保険について
- 業務の進行管理について
- 情報発信について
- 町道大成線舗装改良について 和田 義清
- 日月橋の改修について
- 冬季歩道除雪について 松山 義宗
- 浚渫工事について
- 国民健康保険の広域化について 大谷 功

日程第 3 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度伊根町一般会計第 2 回補正予算

日程第 4 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度伊根地区漁業集落排水（管路）工事請負契約の締結について

日程第 5 行政報告 株式会社伊根町ふるさと振興公社の経営概況について

日程第 6 意見書案第 1 号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の提出について

日程第 7 意見書案第 2 号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

日程第 8 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成24年6月22日(金)
午 前 9時28分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) 皆さん、おはようございます。

定例会も2日目となりました。ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において

3番、濱野茂樹君

9番、大谷 功 君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、子育て支援について、国民健康保険について、業務の進行管理について、情報発信についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。

○3番(濱野茂樹君) 町民の皆様、執行部の皆様、各議員の皆様、政風会の濱野茂樹でございます。

先日、第13回公共建築賞優秀賞を伊根町役場コミュニティセンターが選定されるといううれしいニュースが飛び込んでまいりました。この公共建築賞は、すぐれた公共建築を表彰することで公共建築の総合的な水準を向上させることを目的に1988年から実施されているもので、評価基準は設計、施工がすぐれた公共建築であるほか、地域社会への貢献や施設の管理保全なども評価されている賞とのことでございます。この受賞を機に、さらなる地域社会への貢献施設として利活用されていくことをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、伊根町の宝である子育て支援についてでございます。

町長さんは、町内に住む子供たちは伊根町の宝だと常々申されていらっしゃると思います。また、町長就任後さまざまな子育て支援に積極的に取り組んでおられることは周知のとおりでございます。

平成16年10月に伊根保育園内に開設された、就学前の児童及びその保護者等を対象とした子育てに関する相談、指導、情報提供を行うための伊根町子育て支援センター、通称ほれほれでございますが、保育サービスの充実化から本年4月より開設場所が伊根保育園から伊根町老人福祉センター泊泉苑に変更となりました。対象となる保護者の皆様のご意見を聞きますと、皆さん口をそろえるかのように新しい施設には遊具が不足しているとのことで、何とか遊具を設置をお願いしたいとおっしゃっております。泊泉苑での開設となったことで、これまでに購入した遊具が運べないこと、保管場所の問題がその理由と推測いたします。本当に伊根保育園には開設場所がないのでしょうか。

伊根保育園は平成3年度に新築され、当時の定員数は60人の施設でございました。その後、法改正等により定員は45名に変更され、現在の現園児数は21人でございます。財産台帳に記載されております伊根保育園の平面図では、現在物置となっている玄関横の施設は保育室と明記されています。玄関横の保育室が物置という現状でございます。保育園は保育サービスを提供する施設です。サービス業を営むものとして、玄関横の目につく部屋を物置にする理由は何なのでしょうか、

理解に苦しみます。

先日、この物置と化している保育室を拝見してきました。中身は運動会に使う道具等が保管されており、もちろん、平面図にも伊根保育園には物置は別途存在しております。また、旧伊根町役場跡地の車庫を初め、この程度の物品を保管するスペースはこういう施設で同じ区内でもたくさんあるのではないのでしょうか。保管場所がないから使用していない保育室で保管するというのは、いかなるものなのでしょうか。

また、泊泉苑で開設されるようになってから、事務分掌表に記載のセンター長は、先日19日まで一度も泊泉苑で開催されるばれぼれに顔を出されていないということを保護者からお聞きしました。保育園の園長と兼務されているとはいえ、離れた施設で嘱託職員が1人で職務に当たられております。職員が1人で、有事の際はどのように対処するのでしょうか。

以上のことを踏まえ、安心・安全の面から開設場所をもとの保育園内に変更し、センターの充実を図るべきだと思いますが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

先ほど、保育園は児童福祉法に基づき保育に欠ける状態にある乳幼児を保護者にかわって保育するための児童福祉施設でございます、家庭や地域社会と連携を密にし、子供たちは健康で安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で自己を十分に発揮しながら活動できるようにし、健康な心身の発達を図ると示されております。しかしながら、先日の議員の町内視察の際も、保育園内に猿が入っている姿が目撃されました。また、園庭付近をイノシシが掘り起こした跡も見受けられます。今のところ危害を加えられたケースはないようですが、園児の安全確保を図るため、園に鳥獣を近づけないような対策を検討すべきだと思います。

また、冬季積雪時における園内の除雪は、サービス業としてはもちろん亀岡の通学中の事故もございます。伊根町の宝を預かり保育する施設として、保育園の施設内また通園路の安全確保は最低限必要ではないのでしょうか。かつては、診療所の除雪は出先の職員が少ないため、本庁の職員が朝一番に、患者さんのために除雪に行ったケースもございました。通園は保護者の責任だとおっしゃられるかもしれませんが、安心して通園していただくためにも鳥獣対策、積雪時の除雪等を含めた通園時の安全対策を講じる必要があると思いますが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

続きまして、国民健康保険についてでございます。

国保税の賦課に当たっては、毎年3月議会の開催前に国保運営協議会を開催して、その賦課内容について諮問を行っているものと思いますが、ことしの運営協議会の開催期日は3月6日で、3月2日の議会運営委員会の開催後となっております。また、運営協議会において、本来諮問事項になるとされる賦課目標額が、たとえ前年度の据え置きであろうとも諮問されず、税率を据え置くという説明がなされております。被保険者の所得は住民税の課税が決定されるまでわからないものと思いますし、また固定資産税においては本年は3年に一度の評価がえの年であります。このような年に3月の時点で保険税率を据え置くという決定されることがよかったですのでしょうか。税率を据え置くということは賦課目標額を据え置くこととは異なり、税率を据え置いた場合、被保険者の所得状況、資産状況によって保険税総額は上下いたします。このことは医療費の見込み、国庫や府からの補助金の見込み等により、その年度に保険税として徴収が必要となると見込んだ金額に対して、実際に徴収することができる金額が相違することとなります。

3月議会の予算質疑の中で、前期高齢者交付金の一部を予算計上せずに留保しているとの答弁をいただきました。本件については、先日、地方自治法第138条第7項の規定に基づき質問をさせていただきました。回答書によりますと、平成24年度の前期高齢者交付金額は1億5,001万1,000円、当初予算では1億444万4,000円、4,600万もの金額が留保されております。この金額は予算上、国民保険税の免税額よりも多い金額でございます。医療の高度化等による医療費の増加に対応するために、国民健康保険税の免税額よりも多い金額を留保することが妥当なのでしょうか。想定外の医療費に対処するために、国民健康保険財政調整基金が積み立てられているのではないのでしょうか。既に、この前期高齢者交付金の交付決定がなされており、今年度の交付金額が判明しているものと思います。交付決定額は幾らだったんですか。

そこで、ご質問です。

賦課額が必要とする税額より少なかった場合は基金から補てんすることでカバーできますが、も

し今回のように国保税の免税額を留保しつつ賦課額が必要とする税額よりも多かつた場合は、どのように対処されるのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

公的年金からの特別徴収でございますが、年金からの国保税の天引き制度の創設当時、伊根町は昭和61年度から23年連続して国保税の収納率が100%と、保険税収の率が極めて高いという理由で、年金からの特別徴収を、いわゆる年金特徴を行っておりませんでした。しかしながら、税の徴収を地方税機構へ移行した平成22年度から収納率100%は途絶え、平成23年度の収納率も98%前後と、他の市町村に比べると高い収納率ではあるとは思いますが、保険税の収納率を向上させるための手段として導入した、国の施策を覆すほどの極めて高いという状態ではないと思います。公的年金からの特別徴収により徴収された国保、介護、後期保険料は公的年金の源泉徴収票に記載されるので、記載された社会保険料控除額は自動的に住民税の課税においても控除を受けられることとなります。しかしながら、現在の公的年金からの自動に徴収されない普通徴収の保険料は、国保税が社会保険料控除に自動的に反映されないため、控除を受けるためには確定申告等で申告する必要があるものと思います。平成23年より、年金額400万円未満で他の所得が20万未満の方は、確定申告が不要となる所得税の申告不要制度が創設されましたので、国保税も年金特徴であれば住民税の控除を受けるためだけに住民税申告を行う必要もないので、国保税の年金特徴は住民の方々の利便を向上させるものと思います。

また、公的年金からの特別徴収は、毎月、毎納期前に納付書を印刷したり、口座振替を金融機関に依頼する必要がありませんので、職員の事務の経験はもとより印刷に関する経費が不要となり、また口座振替手数料が不要となるため経費節減にもつながるものと思われませんが、保険者の公的年金からの特別徴収を実施する考えはないのか、町長さんのご所見をお伺いいたします。

先日、同志の議員の皆さんが、京都府政を取り巻く今日の課題についてと称した京都府知事の講義を受講してこられました。その講義の際に配付された資料の中に、低所得の加入者が多く年齢構成も高いなどの後続的問題を抱える国保については、財政基盤強化策や収納率向上に向けた取り組みに加え、今後のさらなる少子高齢化の進展を踏まえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料負担の公平化等の観点から、国保の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが不可欠とした、国保の財政運営の都道府県単位化についての資料もございました。それによりますと、平成25年度からは市町村単位の財政運営から都道府県単位の財政運営に向けた環境整備を進め、平成30年度には全年齢を対象に都道府県単位の財政運営を図ると示されております。国保の保険者を都道府県に移管するという協議は既になされているとお聞きしておりますが、現在保有している基金、平成22年度末1億4,298万5,000円はどうなるのでしょうか。

かなり前になるとは思いますが、議会でもこの基金の活用方法について保険税を引き下げを主張する会派と保健事業を充実を主張する会派で議論がなされ、保健事業を充実するという議会の決議を受け、町長部局が基金の活用を検討され、節目人間ドックの無料化や対象年齢の拡大、さらにはPET検診の導入が行われたものと認識しております。しかし、その後平成21年度からだとは思いますが、PET検診については利用枠が設けられ、さらに節目健診の無料対象者でも2万円の個人負担を徴収することになる等保健事業の充実が後退している状況にあります。基金を潤沢に保有し、まして数年後には保険者の統合によりこの基金がどうなるかもわからない状況で、この基金を有効に活用する手段としてはさらなる保険事業の充実を図るべきだと考えますが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

先月ですが、長年我が町の地域医療にご尽力いただきました細見ドクターが離職され、現在に至っても後任の医師募集がホームページで行われております。4月3日より募集を開始し現在まで約2カ月半が経過いたしました。一部では見通しが立ったとうわさもあるようですが、現時点での医師採用の見通しをお伺いいたします。また、採用の際には前歴等を含めた調査を十分にさせていただいて、ちまたで今うわさになつとりますような、伊根町の住宅に住んでいながら住民税をよその町に払うといった住登外課税をされるような人材ではなく、一公務員として地域に溶け込み、地域医療にご尽力いただけるような医師をご採用いただきますようお願いいたします。

続きまして、業務の進行管理についてお伺いいたします。

12月議会的一般質問の中で、伊根町役場公式サイト舟屋の里・伊根道場、通称まにあ堂につい

て、情報更新が1年近く滞っていることを指摘させていただきました。しかしながら、一般質問で指摘させていただいた以降もこのサイトは更新をされず、伊根町のホームページのトップ画面に鎮座しております。

先日、こちらも先ほどの地方自治法に基づき質問させていただきました。回答書によりますと、平成23年1月に伊根町の魅力をネットを利用して配信することを計画し、企画係より地域外の目で見たい伊根町の魅力をネットを利用して発信することを計画し、同地域整備課の職員が快諾してくれたので、平成23年2月8日に開設したと。その後、2月に1回、3月に2回、4月に1回記事を掲載したが、管理者権限を担当職員に任せていたことから情報更新の管理ができず、情報発信ができていなかったと設置目的等について回答がありました。一職員に任せていたから情報発信ができなかった、これは職務怠慢には当たらないのでしょうか。そして、何よりこの業務に係る管理すべき立場の職員、この担当者の副主任は何をチェックされていたのでしょうか。事務分掌表によりますと、すべての事務分掌に主任、副主任の項目がありますが、これは機能していなかったのでしょうか。こういったことが繰り返されないよう各事業の進行管理を徹底すべきだと思いますが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

最後に、情報発信についてお伺いいたします。

少子高齢化の中で、公の領域はどんどん広がっております。住民と行政がともに公を支える仕組みが必要であり、住民と行政の協働を行う上で非常に重要だと考えます。協働の前提は住民と行政の情報の共有ではないでしょうか。即座に情報を共有することができ、共有した情報をもとにコミュニケーションを行い、問題の解決を図ることができるツールの一つとして、今地域SNSが有効だと言われております。現在では廃止となっておりますが、伊根町では地域SNSの一つ、ツイッターが全国に先駆けて導入されておりました。しかしながら、この地域SNSが四、五年前から注目され、各地域でも利用が進んでおります。現在、伊根町のホームページの更新頻度は月平均4回でございます。京丹後市はほぼ毎日更新されております。近隣の市町で最も更新されていないのが伊根町の役場のホームページでございます。広報広聴活動について、伊根町ホームページには、町では町民の皆さんに身近な行政情報などをお知らせするとともに、町政に対するご意見・ご提案をお聞きするため、広報紙やホームページ等の広報広聴活動をしていますと掲載されております。ホームページの欄には、インターネット上にホームページを開設し、町の情報、観光案内など幅広い情報をスピーディーに発信しますと掲載されております。果たして月4回の平均の更新で、スピーディーと言えるのでしょうか。町民の皆さんにすべからず配布される、町民への案内がメインの広報伊根、広報紙と違い、ホームページには町民以外の皆さんにも空き家等の定住情報、観光情報を発信する広義の広報ツールとしての形態もあると言えるのではないのでしょうか。

先日、民間調査会社に全国2,000人を対象とした、舟屋のまち伊根町を知っているかのアンケートを個人的に依頼し、実施いたしました。アンケートの結果、伊根町を知っているとお答えいただいたのは全体の約3割程度でございます。また、アンケートの中で、旅行先等を決める際に参考とするものの第1位はまちのホームページということがわかりました。現在の伊根町ホームページは、町民以外の皆さんが伊根町の魅力を十分に見たりしたりするために、情報が入手しやすいサイトとなっているのでしょうか。また、先ほどの業務の進行管理の中で申し上げました質問書に対する回答の中には、新たにブログを開設し企画、観光係で管理者権限を共有することによるきめ細やかな情報発信ができる体制を整えると回答されております。

そこで、以上のことを踏まえご提案でございます。

このツールとしてフェイスブックを導入されてはいかがでしょうか。フェイスブックはツイッターのよさと地域SNSのよさのいいとこどりをし、オープンで地域密着型のコミュニケーションや地域情報の案内、観光の案内や地域特産品の案内など、さまざまな可能性を秘めているのではないかと考えます。自治体サイトとしてフェイスブックを利用するメリットは、即座に住民に対し情報提供が可能になる即時性、透明性の高い行政を実現し、行政のアカウントビリティを高めることが可能になる公開性、行政と住民の双方向のコミュニケーションを促すことにより、住民目線の行政を実現可能になる双方向性、長期的な運用コスト、初期の開発コストを抑えることが可能で、かつサーバーの維持管理料が不要になるコスト削減の4つのメリットが考えられます。既に、まちや

市のホームページをこのフェイスブックに完全移行され、経費節減を図られている自治体もご紹介します。このようなメリットを考えますと、これから先の行政の姿を見据えるならば非常に重要だと思うのは自分だけでございますでしょうか。

今や、どの自治体も財政は逼迫していますが、行政サービスに対する需要は高まるばかりでございます。先ほども述べましたように、住民と行政がともに公を支える仕組みが必要であり、住民と行政の協働を行う上で非常に重要だと思います。協働の前提は住民と行政の情報の共有です。そういったことを考えると、フェイスブックは即座に情報を共有することができ、共有した情報をもとにコミュニケーションを行い、問題の解決が図ることができるツールだと思います。ソーシャルメディアの中でもフェイスブックは自由度が高く、2万以上あるサードパーティーのアプリケーションを組み込むことで、住民と行政が協働するためのさまざまな仕掛けをつくり出すことができます。伊根町に興味のある方に我がまちの行政情報を提供することも、定住促進、観光振興をうたっていることを考えると必要だと思います。町長さんが事あるごとに訓示されている、今まではという考えを払拭するためにも、費用対効果のすぐれた、導入に係る費用もかからないフェイスブックを、試験的にでも取り組む価値は十分あると思うのですが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、濱野議員の通告書に基づいた一般質問についてお答えをいたします。

一応、いつも通告書というものをいただきますので、それに向けてお答えは用意しておるんですけども、なかなか濱野議員さんの場合幅広くご質問をされますので、なかなかきょうこの場でそういった、きょう言われたような細かい数字とか、そういうものはなかなかこの場では回答しにくいものもございましたので、通告書に基づきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、子育て支援についてということでございます。

平成16年10月より伊根保育園内に子育て支援センターを開設し、子育てに関する相談や指導、情報提供等を行ってまいりましたが、本年度から1歳児保育を開始したことに伴い、これまで週に一、二回実施をしておりましたセンター開放日を実施することができなくなりました。つきましては、その代替場所として泊泉苑等を使用させていただき、事業を実施しているところでございます。開設場所を変えてから所長も行っていないようでありますけれども、私も、まだこの春から始まったばかりなので、現場には足を運んでおりませんので、早急に視察、現場の確認の上、保護者の皆さんからの意向を聞かせていただくとともに、施設の指定管理者の伊根町社協とも調整をし、遊具の整備も含めて運営の充実について担当課と検討いたしたく思っております。

現場からは聞いておりますのは、いろいろと濱野議員、伊根保育園について見てこられたようでありますけれども、もう1歳児保育を始めますと、そのようなばれぼれをする場所はないと、また混合でやられるのも大変困るということも私たちが聞かせていただいておりますので、伊根保育園ではなかなかちょっともう難しいんじゃないかと、そのように思っております。

次に、伊根保育園の鳥獣対策と積雪時等におけるさらなる安全対策についてでございます。

園内における鳥獣対策については、これまで園庭周辺にフェンスの整備を行っているほか、砂場には防鳥ネットを張りふん害等の防止に努めてまいりました。また、イノシシ対策については周辺水路の表面をコンクリートで覆うなど対策を講じてまいりました。今後は、昨今町内各地でクマの出没等の目撃情報が入ってくるようになりましたので、これらに対応できる対策を講じる必要があると考えております。また、野猿につきましては補正で対応いたしましたえづけ、捕獲事業、これに期待を寄せるものでございます。

また、積雪時におけるさらなる安全対策についてでございますが、園児を保育園でお預かりしてからは園が責任を持って安全対策に努めております。一方、通園については原則保護者の責任において園まで連れていただくことになっておりますので、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力を賜りたく考えているところでございます。

続きまして2点目、国民健康保険についてでございます。

国保の広域化について、大分この中ではなかったんでございますけれども、国保の広域化につい

では大変今進行中でございます。平成30年をめどに協議を重ねております。しかしながら、内容につきましてはまだ確固たる、これやったらこう決めたというような話はまだございません。いろんな医療費の保険庁の関係でも落差があるものの、平準化をするまでは、これはどうですかね、均一課税をするとか、それぐらい言われてますけれども、まだまだすべからず確定をしていませんので、その内容についてはなかなか申し上げることはできないかなと思っております。

国民健康保険についてでございますが、まず国保運営協議会への諮問については、以前より賦課目標額を据え置く場合でも諮問は行っております。これはずっと前から行っております。濱野議員も担当されたことあると思いますし、私も国保の委員のときに委員長をさせていただきまして、進行はさせていただきまして。そういうときでも、賦課目標額が据え置きされるときでも諮問は行っております。しかしながら、平成24年度は国保運営協議会の理事の中で据え置く説明をさせていただきまして、協議をいたしまして諮問を省略しております。そういうのも、実質的には諮問を行ったものと考えますけれども、今後は正式な諮問の形をとるよう検討いたしたいと思っております。これ地域によって違うんですね。与謝野町あたりですと、据え置きの場合は一切もうそういう諮問はありません。どちらがいいのか、その辺のことはいま一度検討したく思います。

また、今年度は保険税率を据え置くこととしておりますが、これまでからそのような場合でも6月の本算定において大きな過不足が生じるようなときには、6月議会で見直しを行うこととしております。また、それ以降に過不足が生じた場合は、国保財政調整基金の対応をとることになります。本年度は、本算定の結果、不足の見込みはなく税率は据え置くこととしております。

次に、保険税の公的年金からの特別徴収でございますが、多くの市町村が実施をされております。しかしながら、議員もおっしゃいましたとおり、当町は他市町にない収納率を誇っております。よって、これを導入することによりまして収納率が大幅に改善するということは、そのようなことは見えないんですね、0.1%ぐらい上がるかもわかりませんが、そのようなことは余り期待はできません。また、事務処理につきましても、大きく軽減をされるというようなことは担当からは聞いておりません。逆に、まだかえって日本年金機構とのやりとり、また煩雑な事務も生まれますので、現状では検討しておらないわけでありまして。現状で検討できない理由としては、これ条例でできないんですね、伊根町の条例では措置することになっていない、一文が入っていないから。そうでありますので、もしやろうと思えば、やろうと思ってもことはできないんです、来年の10月1日からなら可能なんです。でありますから、やろうと思えば来年の3月までに条例改正という一文を加えて、その方向で検討をしたいなと思っております。

次に、保健事業の充実についてでございますが、伊根町国保は検診やインフルエンザ予防接種助成など実施しており、京都府下ではトップクラスの事業を実施していると思っております。現状、特段何をという考えは持っておりませんが、今後においても被保険者の皆さんからの要望を聞かせていただくなら、また保健事業の充実を含め、さらなる福祉の向上に鋭意取り組んでまいりたく考えております。基金が確かにあることはあるんですけども、減ってきております。それから後期高齢のほうからですか、入ってきたお金があったらという話もありました。正確にはちょっとないかもわかりませんが、足らなければ使えやいい、余ればどうするか、余れば基金にするというのが基本的な考えであります。さらなる福祉の向上に鋭意取り組んでまいりたく考えております。

診療所の医師採用の見通しでございますが、現在募集中であり、引き続き将来に向けて努力をしてまいります。

次に3点目、業務の進行管理についてでございます。

いろいろとご指摘を受けております伊根町役場公式サイト舟屋の里・伊根道場の情報の更新が滞っている件につきましては、議員が質問上でお聞きになったとおり、管理者権限を担当職員にゆだねていたことから更新の確認ができなかったこと、また以前発信していた内容も、行政から発信するような情報でなく、かつ観光振興や伊根町の魅力を発信するような内容でなかったことから、このサイトについては廃止をしました。情報発信にはさまざま方法がありますが、今後は伊根町のホームページの活用と充実を図り、情報発信に努めたく考えております。また、各事業ごとの進行管理でございますが、各課週1回の係会議、月1回の課内会議の実施により、またそれぞれの管理者

を指導により、管理できていると考えております。

多分、このサイトの件も氷山の一角であろうかなと思っております。たくさんのいろんな事情があり、事例がございます。そういった面も多分ほとんどはカバーできており、これは監督、管理できなかった一つの事例になろうかと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思っております。

次に、4点目の情報発信についてでございます。

住民と行政との協働には迅速な情報の共有化が必要であり、その問題を解決するツールとしての、例えばフェイスブック等が必要ではないかのご質問でございます。

情報の共有化は、さまざまな手段があると考えております。その手段の妥当性については、伊根町が置かれている事象に合わせて考えなければならないと思っております。議員の情報発信の質問状の冒頭には、少子高齢の中で公の領域は、少子高齢の中ということでございます。確かに伊根町、少子高齢化でございます、そのとおりであります。そういう中におきまして、特に高齢者への配慮が必要であります。インターネットの接続すら、携帯電話一つ持たないご老人がたくさん、高齢者おられる状況でございます。

このような中で、フェイスブック等の情報は特定のグループとの意見、情報交換へと誘引されることを懸念しており、場合によったら個人情報の漏えいなど規律ある資料が担保できない危険性を秘めております。事務の皆さんとの役場との協働という、公との協働、その前提が情報の共有というふうに議員言われますけれども、協働の前提は情報の共有もあるでしょうけれども、やはり基本的には意思の疎通と信頼関係にあらうかと思っております。どちらも利己的になるのではなくして利他的であること、これが大事であらうかと思っておりますし、また、問題を解決するためにはフェイスブックという画面でのやりとりではなくして、やはり声が聞こえ表情のわかるフェイス・ツー・フェイスのほうが肝要ではないかと考える次第でございます。

現実に、佐賀県の武雄市、宮崎県の川南町、これは全員登録されております。これ近所でね、一番最初は佐賀県武雄市であります。この市長さんが始められて、それに近所ありますので宮崎県のほうの川南町も参加をされておるわけであります。そうではありますけれども、まだ効果のほどは検証ができていない状況でございますし、いろいろとあるんですね、にせ市長を名乗ったり、いろんな人になりすましてこれをやっているいろんな事件を引き起こすこともございます。そういった中におきまして、広く本町の公的な情報を発信するという公共性の観点、手段としての必需性の観点からその度合いは低いと見え、現状では実施する予定はございません。

現在、平成25年度伊根町情報化計画の策定を予定しており、その策定に向けての基礎調査を行い、まちづくりから防災に至るまでの計画を関係機関から多様な意見を伺い、身の丈に合った計画といたしたく考えております。議員の言われました住民と行政との協働のための情報の共有化についても、計画策定の中で協議をいたしたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 濱野議員、再質問は。

3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 非常にご丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず1点目が、子育て支援についてでございます。

その中で、早急に現地を町長さんみずから足を運んで視察されて、保護者の方のご意見をお聞きいただけるということを非常に感謝いたしております。その中で、私、保育園の玄関横の保育室が物置で本当に見苦しいんですね。これはやっぱり、使う使わない別として片づけるべきだというふうに思うんですが、そのあたりについてお伺いしたいなど。

あと、2番の国民健康保険についてでございますが、こちらも非常にご丁寧なご答弁いただきました。諮問の形をとると、他市町村で諮問をとられていないところも私も十分承知しております。その中で諮問をとるということで、次年度以降しっかりとした形で見える形にできるのかなというふうに思っております。

あと、特別徴収でございますが、私は職員さんの利便性をそこまで、事務の軽減とかいうことも話しさしていただきましたけれども、そこではなくて申告する必要がなくなるんですね。住民さんの利便の向上を図るためにしてほしいというお願いなんです。職員の事務の軽減は、職員は仕事す

るのは当たり前です。住民さんが少しでも申告へ行く手間が省けるのであれば、年金の特別徴収制度は創設すべきだというふうに思います。

最後の情報発信のところで、フェイスブック、町長さん、2種類あるのをご存じでしょうか。個人が入るページと企業が入るページがございます。企業が入るページ、例えばコカ・コーラであったりとかスターバックスとかいうサイトがあります。それは普通のホームページと一緒にです。個人情報への漏えいはありません。個人が私もアマイした場合には当然個人情報の漏えいの問題が出てきます。私が話しさせていただいたのは、フェイスブックの中のファンページのことでございます。ですので、もう一度フェイスブックの仕組みを検討いただけないかなというふうに思ひまして、再質問とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 再質問にお答えしたいと思います。

保育園の物置の件につきましては、早急に担当課とまた決めまして、職員と相談をいたしまして検討をさせていただきます。改善をさせていただくようにしたいと思います。

また、先ほどの年金の特別徴収ですけれども、今はできませんけれども、来年の10月1日からはやろうと思えば可能でありますのでそれまで、それからやるとすれば来年の3月までに条例改正を、これは第一前提でありますので、今言われましたうちの事務の軽減だとか、それから徴収率をアップするとか、そういう点ではさしたる効果は薄いだろうと思っておりますけれども、そういう支払われる皆さんの便利のためということであれば、いささか問題なく検討に値すると思っておりますので、考えさせていただきたいと思っております。

フェイスブックのほうは、私どもなかなか理解が足らなかったのかと思っておりますけれども、現実にやられております市町村、自治体でのほうは、全職員が入っておるんですね。それで、そこで全職員入って、なおかつ内部的なものには、外部秘匿何とかですかね、それで職員同士の情報の共有とか、ただ、個人となりますと、全員入ってますんで、そこで事細かい情報をやりとりされるというのは、ちょっとなかなか難しいかなと思います。ちょっとその辺のことについてはいろいろと勉強をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

次に、町道大成線舗装改良について、日月橋の改修についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告書に従いまして私の一般質問に入らせていただく前に、前段として、ちょうど大成線だった経緯を、地元の方からちょっとお聞きしました経緯を簡単に紹介させていただきたいと思っております。

当時の町道になる前のこの大成山に続く、当時は農道だったわけですが、昭和32年から33年ごろに日月橋の完成とともに建設されたとお聞きしました。大成山に続く道を切り開くにあたって、地元上区の方々には用地買収から建設までを協力して自分たちで行い、お金と労力を出し合って苦勞の末、当時の農道の建設をされました。当時の大成山には広大なナシ園があり、昭和38年の豪雪で被害を受けるまで、このナシ園は地元の方々の貴重な収入源になっていたようです。また、田や畑も複数存在し、お弁当を持参し大成山に仕事に行かれる方も多数いらっしゃったようです。また、この山には将来の子孫のためにとヒノキを初め数多くの植林がされております。中でも財産区の山には水道植林と称し、当時上区が布引滝のほうから水道水を飲用していたことから、将来老朽化した水道配管取りかえの工事の際にかかる費用負担を想定し、そのときの費用の足しにすることを目的に、先人の方々が多数のヒノキを植林されたようでありまして、植林された木を切り出す際にも、橋も必要だったとの認識の中、日月橋も同様の苦勞の末、建設されたものとお聞きしました。このような経緯がある現在の町道大成線は、町道となる前までは、地元の方々にとって区の大変な農道として総仕事等を行いながら維持管理に努めておられました。

その後、高度経済成長の中、これまでになかったごみ問題が時代の流れの中日本全体に浮上し、他の市町村から少々おくれながらも、当時の三野清治町長のもと伊根町にもごみ処理場建設の必要性の議論が上がりまして、ごみ処理場をつくるに当たり、当時一から道路をつくり山を切り開き、

処理場を建設するのは町としても相当な負担がかかると懸念され、議論された結果、農道として既に道路がつくられた大成山に続く現在の大成線が候補として上がり、地元町議の方を初めとした関係者の協力を受けながら処理場が建設されることとなりました。しかし、伊根町から出たごみの大半をこの農地の多い上区に受け入れることになるわけですから、当然のことながら複数の反対の声も上がり、説得や交渉等苦労の末の交渉の結果、国道178号線から大成山に続く農道を町道とし、町が責任を持って維持管理するという約束のもと町道大成線となり、ごみ処理場が開設されました。町道認定後、道は舗装または改修され、その後、ごみ処理場から火災が発生したこともありますが、処理場が存在している期間は町が適切に維持管理をされていました。少し余談ではありますが、この大成山の処理場に行くまでの道中の平野山には、現在上区宇治区に現存するお寺の総本山として平野山総本山が昔はそこにあり、今でもこの日月橋の下の河原は平野河原と呼ばれ、上区の中には日月堂、エンマ堂、毘沙門橋、法華等お寺に由来する地名が多数存在しております。

話がそれましたが、このお話を聞き、ごみ処理場は現在は移設されましたが、現在でも町道大成線は先人の地元の方々たちの苦労の上に成り立っている経緯があるゆえ、地元の方々は今も今後も維持管理をしていくことが当然であるとの認識を持っておられることを知りました。

簡単に経緯を述べさせていただきましたので、早速通告書に従って、まず町道大成線の舗装改良について質問させていただきます。

まず1つ目は、23年度にもあるこの継続要望に対し、町は毎年区で現地確認の上、町に要望していただきたいという旨の回答でありましたが、町として管理はしていただいているのでしょうか。

2点目、当時ごみ処理場建設の際に地元の多大な協力のもと完成し維持管理されておったのが、現在も地元の方々の認識としてあります。舗装改良、補修の必要性のある危険箇所も現在見られますが、どのような方向で検討していただいているのでしょうか。

3つ目は、現町道の利用状況と改修、改良した場合の費用対効果を考慮し検討するという旨の回答をいただいておりますが、今後も町道として適正に維持管理していくご予定なのでしょうか。

まず、この3点について町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、日月橋の改修について質問させていただきます。

町道大成線に続く、築約50年経過の日月橋の23年度実施の橋梁診断結果をもとに対応策を検討するという旨の回答をいただいております。また、現利用状況と費用対効果を考慮し、本庄上区の国道沿いにあるテラシマ精機跡地の下の農道を拡幅し、奥田川を渡って町道大成線に行く別ルートの提案をされていたのも記憶はしておりますが、ここは車両の交差も困難であるため拡幅改修も相応の規模になると予想されます。本庄地区は現在若い農業後継者が増加傾向にあり、農作業用の機械車両も大型化し、農道の拡幅、改修の必要性は今後も出てくると思いますが、どのような方向で検討していただいているのでしょうか。

以上を町長にお伺いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、町道今田大成線でございますが、詳しく今までの経緯をお話をいただきましたわけでございますけれども、本路線はごみ処理場と幹線をつなぐ道路として農道を町道へ移管したものでございます。しかしながら、現在では施設の閉鎖に伴い、町道としての機能を失った状態でありまして、利用状況に応じて路盤補修、補充、排水路修繕、路肩補修等の管理を実施しているところでございます。

伊根町の町道については、昭和52年に実情に応じた路線の再編を行って以来、総合的な見直しを図っていない状態でありまして。本路線を含めた町道全体の利用状況を調査し、再認定に向けて調査を進めていくこととしております。言ってみれば、例えば和田議員さんも年間どれぐらいあそこを通られるんですかね、あの道を、大成線を。どうもいろいろ聞かせていただいても生活道路ではない、つながる農地もない、ナシ園が1つですかねあるのは、利用される方もないとなれば所管がえが合理的な判断ではないかなと思っております。また、道路の所管替えとなる場合には、移管までに地元との調整を図るとともに、劣悪な箇所や危険箇所等は必要に応じて改修に努めてまいりたく考えております。

次に、日月橋の改修についてお答えをいたします。

日月橋はちょうど今田大成線に2級河川筒川を渡河するため設置されている橋ですが、平成23年度に実施した橋梁点検では、通行禁止規制等の緊急対応は不要ですが、大型車の通行は検討を要することとなっております。今後は、現在の橋では長寿命化が期待できない状態にあるため、かけかえ費用額を算出し、代替路線などの他の方法との比較や費用対効果を検討した上で判断いたしたく考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ご答弁ありがとうございました。

まず、日月橋の改修については、今町長にご答弁いただいたように橋梁診断と比較工事の検査ですかね、それにも幾ら増しかの金額のお金がかかると思うんですが、確かに、利用状況と費用対効果、今後財政厳しい町政運営の中で、地元との調整等で苦しい判断をしていかざるを得ない場面が多々出てくるとは思うんですけども、何分地元の方々の昔からの協力していただいたという認識が強く、昔の先人の方々の思い等もありまして、また、あの辺は先ほども述べさせていただきましたように、上区で農地後継者増加傾向にあります。若者も結構農業のほうに帰って来たりして頑張っていると思いますので、その辺の考慮も検討して、ぜひとも前向きに検討していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、冬季の歩道除雪について、浚渫工事についてを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、冬季歩道除雪についてですが、この質問は以前にも和田議員さんのほうから質問が出ておりますが、重ねて質問いたします。

本庄小学校に通学している野尻、上、宇治の児童たちは、主に国道の178号線の歩道を通学路として登校しております。春から秋に関しては問題はないと思うのですが、冬のシーズンともなると除雪をされていない歩道にかわって車道を通学しております。4月23日に亀岡市内で登校中の児童と引率の保護者の列に居眠り運転の軽自動車が進み、計10名がはねられ3人が死亡する事故が発生しております。亀岡市はこの事故を教訓として、通学路の交通安全対策費に異例の1,500万円という、それを含んだ1,860万円の補正予算を発表しております。

伊根町においては、この事故の報道後どのような冬季通学安全対策を考えられているのか、和田議員さんが質問されたその答弁後にどのような対策をとっておられるのか、どういうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

それと続きまして、浚渫工事についてですが、本年5月ごろから本庄地区の野尻において浚渫工事が行われておりました。主に河川に蓄積した土砂や植物を排除し、定期断面を確保することが目的と思いますが、この時期は水稻栽培にはなくてはならない取水の時期となります。取水口にヨシなどの植物の根が詰まって水が入らないとか、泥水が入るなどといったような事象がございました。京都府丹後土木事務所では、河川の重要度や周辺の状況等を勘案しながら浚渫工事を行っていると思いますが、伊根町に対しての連絡等はなかったのでしょうか。それと、伊根町としてどのように今回の工事や事象に対応したのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは私のほうから、2点目の浚渫工事についてを先に答弁させていただきます。

筒川の浚渫工事によりアシなどの植物の根が取水口で閉塞したり、泥水が水田に入ったとのございますが、この浚渫工事は、大雨のときに流水の妨げになっている堆積土砂や繁茂した植物を取り除き氾濫を防ぐことを目的に、府民公募型事業として、地元からの提案として京都府の事業で実施していただいたものでございます。あくまでも京都府の事業として実施をしていただいたものでございます。

今回、この工事で伊根町はいかに対応したかというご質問でございますが、当初は府も3月末ごろの浚渫を予定していたようでございますが、下流に当たる本庄浜地区の水視組合から、この時期はワカメ刈りに影響があるので5月まで待つてほしいという要望があり、5月まで延期をして浚渫が行われたと聞いております。そして最初の通報、苦情と申しましょうか、それは農家から町に入り、町から京都府丹後土木事務所へ連絡をし、業者への指導をしていただきました。しかしながら、1週間後に再び取水口が詰まったり、泥水が水田に入ったとのことでございます。本町としてもその現場の詳細な状況が把握できなかつたため、農家のほうから直接土木事務所のほうへ通報していただいたわけでありまして。これまでですと、土木事務所の工事発注については事前に本町にも工法の概要についての情報が入ってきますが、このたびの浚渫事業の工法については説明がなかつたところでございます。今回のような比較的大きな面積での浚渫は、以前から行っているバックホウで掘削しながら浚渫する方法では対応できないことから、工法を変更し、ブルドーザーの押し土による集積をしたことからアシの根が粉碎され流出したことによって、取水口の閉塞につながったものと考えております。府には、今後時期や工法を十分検討することとあわせて、現場管理の徹底について強く申し入れを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 続きまして、松山議員さんの質問にお答えをいたします。

亀岡市での事故後、どのように通学あるいは冬季通学路対策を考えているのか、また何度も質問が出されております歩道除雪についての答弁後に、何らかの具体的な検討をされているのかのご質問であります。1つ目は車道を除雪する際に歩道の除雪も一緒にできないかと言われているわけですが、冬季通学対策につきましては、以前にも答弁いたしましたように、通学路の除雪はPTAの皆さんで対応していただいていた経過がございます。通学路になっている歩道の除雪、本来は歩道だけでなく、車道を通学路としている歩行児童、生徒にかかわる全体の問題でもあります。伊根町、京都府の除雪対策の考え方ですが、伊根町の除雪体制の基本的な考えは、歩道は除雪対象外となっております。京都府の考え方も歩道は除雪対象外となっていることから、除雪はしないと。また、車道地盤と歩道地盤の舗装の厚みが異なるために、同じ重さの除雪機では歩道は入れないというようなこともございます。機械が軽量なものであればということがあるわけですが、京都府としてはなかなかこれできておりません、伊根町でもまだできておりません。車道の除雪対策と通学路の確保とは、性格の異なるものだとも考えております。車道の除雪と歩道の除雪とは別の取り扱いとして、一緒に対応ができるものではないということでもあります。

結果、対応策につきましては、特にこれといった具体的な対策は検討ができておりませんが、できる限り児童、生徒の交通安全、あるいは車道での交通安全等々は願っているところでありますので、できる限り車道を広く除雪をしていただくように、除雪会議でお願いはしております。また、住民の皆さんへ走行時の注意喚起を警察署と力を合わせて行ったり、また通学に冬季の一定期間、あるいは非常時等々についてはスクールバスに乗車させるといったような緊急対策も考えております。というようなことで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 答弁ありがとうございます。

まず最初に、浚渫工事なんですけれども、始まったときに連絡がないにしても、当然その道路というのは多分通勤を、職員の方が何人かされていると思うんですね。今からこういう工事が始まるというところを目の前で見ているながら、多分こういう影響が出るだろうとか、それとか振興局から連絡が来ないけれどもどうなんだろうということを、逆にこちらから言うということができないんでしょうか。そんなに気を使わないとだめなんですかね。要望でやった云々ではなくて、当然職員の方もそこを通過しますし、今までと違うやり方をしているということを町長は答弁されましたけれども、やはりそれは、浚渫工事がどういうものかというのを職員全体がわかっていないということですよ。違うのであれば、こういう影響が出るだろうということを前もって、当然通勤もされているでしょうし、水道管理でパトロールもされているでしょうし、なのにそれはちよっ

とおかしいんじゃないかということをおもいますね。余りにも町民のことを考えていない、ただ自分の業務だけをやっている、差しさわりのないようにやっているというふうに私には聞こえますね、それが1つ。

それから、除雪についてですけれども、当然除雪の方針として除雪をしないというのであれば、車道を通るのはわかっているわけですから、本庄の学校までの区間なのか長延までの区間なのか、その手前の橋までなのかということに、児童が冬季は車道を通行します、通学路として使いますからスピードを緩めてくださいとか何とかという看板を立てるとか、いろんなやり方あります。私は幼少のころは母親や父親が除雪をしてくれました。当然、今でも父兄の方々がするのが私は当たり前だと思います。だけどそれができないのであれば、何らかの対策を我々が講じないと、このままでいくと同じような、この4月23日のようなことが起きてから、ああやっぱりなんていうことになりかねませんよ。

そういうところをひとつよくお考えいただいて、お願いもしまして一般質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 松山議員、答弁を。

吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 私のほうからもお答えをさせていただきたいと思います。

浚渫工事につきましては、職員はその辺を通っているだろうに、そのような不都合があるのを見て、見過ごしておったというわけではないんですね。自前で発注したものであれば当然あれなんですけれども、京都府が発注したから京都府がと言うつもりもないんですけれども、やはり一緒の仕事を請け負っていただいている京都府当局のほうで、それなりの対策を講じてやってもらえるもんだと思いますので、仕事をしている最中でああだ、こうだと文句をつけに行くのもなかなか難しいところがありまして、やはりそういう結果が出たときにどうだったということになってしまったんだろうと思います。何も、不都合が起きるのわかっってほったらかしにしとったというのは、どの職員もないと思いますので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

また、全国的にこれ言われているんです、亀岡の事故が起きてから。しかしながら、皆さんも考えていただいたらわかると思うんですけれども、これは無免許の、夜通し走り回っていた少年が通学の子供たちの中に軽自動車で突っ込んだんですね。こんなものは伊根町内の通学路で起きたら防ぎようがないですよ、除雪しようが何しようが、こんなもんだまったものじゃない。逆に、交通マナーであったり交通違反の撲滅、指導、そちらを徹底すべき事柄ではないかなと、そのように思います。

そして歩道の除雪なんですけれども、確かに歩道のあるところはよろしいですよ、歩道のあるところは。逆に伊根口かなんか見てください、あの車道よりももっともっと細い道を、雪が降っても近所の方が除雪をされるぐらいで、そこを通学しております。何ら問題なくやっております。歩道を、そりゃ歩道だったら楽でしょうけれども、冬季、そこまでのことは私らの仕事ではないというわけではないんですけれども、一応父兄の方にそういう機材もお貸しして、できるならばお願いしたいということをお申し出していますので、それができないということであれば、車道をしっかりと除雪をさせていただいて、冬季についてはその辺を、皆さんを注意喚起しながら通学をいただきたい。どうしても不都合があるというようなときには、全町的にじゃあ冬季のそういう雪が大変降ったとき、たまっているときはスクールバスにみんな乗せていこうじゃないか、それぐらいの方法をとらなければ、全町的にそういう対策というのはつukれないのじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長はよろしいか、答弁よろしいですか。

以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、国民健康保険の広域化についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

政府は国保の広域化を現在進めております。また、京都府も平成22年12月22日に京都府国民健康保険広域化等支援方針を策定し、保険料収納率の向上と国保財政力の底上げを目指して、平

成30年をめどに京都府内国保の一元化に向けて進んでおります。

ご承知のとおり、国民健康保険は他の健康保険と比べて平均年齢が高く、世帯当たりの収入が少ない上に事業所の負担もございません。もともと財政基盤が弱いところに持ってきて、1984年の国保の改悪で国が補助金の削減をしたため、国保収入に占める国保支出の割合は、当時の50%から2010年の25%に半減をしているというふうに言われております。どの自治体も一般会計からの繰り入れで少しでも国保税の負担を軽減しようとしてきました。ところが、厚生労働省は広域化等支援方針に係る保険局長の通達で、一般会計繰り入れによる赤字補てん分についてはできる限り早期に解決するよう努めることと指示をしています。しかし、一般会計からの繰り入れによる補てんをやめたらどうなるでしょうか。例えば、伊根町は平成22年に1,620万円を一般会計から法定繰り入れとして行っており、7,192万円を基金から国保財政に繰り入れています。広域化によって、それをやめたらそのほとんどを加入者がかぶらなければならないことになります。

次に、国保税の収納率を21年度市町村ごとに見てみますと、伊根町では98.94%で府内最高の収納率となっており、最低では八幡市で87.14%、広域連合は住民との距離が長く小回りのきいた対応が難しくなるため、収納率の低下が懸念されると指摘をされています。もし広域化ということになれば、収納率が下がり滞納者がさらにふえることで、さらなる保険税の引き上げが必要になるという悪循環に陥るのではないかと懸念をいたしております。ほかにも伊根町独自の支援策、節目検診、インフルエンザの予防接種助成制度、PET検診助成などのすぐれた支援制度が広域化によって続けることが困難になることを懸念しております。また、京都府下で一番または2番目に安い国保税も当面不均一課税で徴収されるのですが、これも徐々に統一の方向に向かい、国保税は伊根町民にとって必ず高くなるのではないのでしょうか。結局、国保の広域化とは、伊根町民にとってデメリットのほうが大きいと言わざるを得ませんが、まだはっきり決まっていない段階で答弁もしづらいのですが、町長の国保への広域化の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは大谷議員さんの、国民健康保険の広域化についてお答えをしたいと思います。

平成22年5月の国民健康保険法の改正により、市町村国保の広域化を進めるための環境整備として、都道府県が国保広域化等支援方針を策定できることとなりました。京都府ではこれを受けて、平成22年12月に京都府国民健康保険広域化等支援方針を策定され、その方針に基づき京都府と市町村との協議会を平成23年7月に立ち上げ、現在4つの作業部会を設けて、具体的な施策の実施等に関する検討を行っております。第1作業部会では国保事業、財政運営全般に関する事項、第2作業部会では保険事業に関する事項、第3作業部会では保険料収納対策に関する事項、第4作業部会では保険給付の適正化や国保事務の改善に関する事項の検討が行われております。

本年度以降も、引き続きそれぞれの作業部会において、平成30年度からのスタートに向けて協議、調整等が行われることとされております。市町村国保は、高齢化の進展や就業構造の変化により、被保険者の多くが高齢者で保険料の負担能力が低い一方、医療費が高くなるという傾向にあり、どこの市町村も運営は非常に厳しい状況となっております。こうした中で、当町におきましても今後ますますの高齢化の進展に伴い、被保険者は保険料の負担能力の低い高齢者や無職の方が多くなるとともに、1人当たりの医療費も年齢、構造的に高い傾向にあり、小規模保険者は財政が不安定になりやすくなります。京都府国民健康保険広域化等支援方針で示すとおり、京都府と市町村が協力して医療提供体制から健康増進等の保健医療制度全般の一体的な国保を効率的に運営する広域化は必要ではないかなと考えております。

結局のところ大谷議員さんの心配されるのは、広域化をして高いところと一緒にあって、うちらみたいに安いところがまぜこぜにされて、結局伊根町民の皆さんが高い国保税を払うようなことになっては損じゃないかと、そういうことであろうかと思っております。私もそこが一番懸念をされるわけでございます。しかしながら、いろいろと試算の中で見られますのは、京都府から示されるのも、伊根町さんもそんなこと言うところけど30年ごろにはもう赤字になりますよと、そういうような話なんです。まだ、現実にはどうなんですかね、伊根町みたいにこんな小さいところはいい、本当にいい状況で国保運営ができてますね、それは本当に言われました、収納率が100%、23年間続

けたり、またはそういうことに伴ういろんな制度資金が受け入れられるわけですね。例えば、特別調整交付金だとか前期高齢者交付金、先ほど濱野議員の話にもありましたけれども、どーんとやってきたりして潤沢になっていく。そうでありますけれども、そういうものが将来的にもしっかり見込めるかどうかというのは甚だ難しいのではないかなと。やはり一つの保険でありますんで、小さなキャパの中で運営をしているといろんな些細なことで大きな変動が起きます。そして、いろんな制度で優遇されとったもんも構造的に合うとは限りません。そうなったときは、やはり保険というものですから、でかいキャパで運営されるのがやはり将来的には望ましいあり方ではないかなと思っております。

以上、私の考え方をご説明させていただきました。以上です。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） これから十分な時間を、年数をかけて各市町村協議されると思いますけれども、町民にとって本当にデメリットが出ないように、伊根町として十分意見を持って検討していただきますことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

休憩をいたします。15分強休憩いたしまして、11時10分の再開にいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 10時52分

再開 11時09分

○議長（宮下愿吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢者の免許の自主返納の支援について並びに通学路の安全対策についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。高齢者免許自主返納に支援をについて質問させていただきます。

高齢化社会に伴い、高齢者による交通事故が年々多発しております。京都府内の交通事故の統計によりますと、平成23年、府内における人身事故1万2,087件、そのうち65歳以上の第一当事者になった事故は2,090名、死者103名中65歳以上の高齢者の死者数は51名で半数を占めており、平成12年以降の10年間を調べてみても、府内の交通事故による死者数に高齢者が占める割合は増加傾向で、高齢者ドライバーが第一当事者となる交通事故は平成12年が1,383件、平成23年が2,090件であり、この11年間で1.5倍に増加しています。

このような中で、全国的に各自治体において高齢者運転免許自主返納支援事業が実施されつつあります。この事業は、高齢者の方から運転免許を取り上げるといった趣旨のものではなく、年を重ねることによって生じる身体能力の衰えを感じ、交通事故防止のためや加害者にならないために、自主的に運転免許を返納した高齢者の方々に、公共交通機関等の運賃補助といった移動手段を提供する事業であります。

本町も平成24年以降、人と暮らしと観光をつなぐ公共交通として低運賃の200円バスの導入で、高校生から高齢者の方までその利用の充実が図られていることと思いますが、町内での移動手段として高齢者の方が免許を返納するのに悩んでおられるのも事実であります。町内バスもありますがタクシーもなく、思ったときに移動できないからという方もおられます。

そこで、高齢者の方の安心・安全の取り組みとして、運転免許自主返納とともに、町内バス、定期運行バスの一定期間運賃の無料化や割引制度、また電動車いす購入補助等を設け、町内での高齢者による事故防止活動につながればと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、通学路の安全対策について。

ことし4月23日に、亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ、死傷した事故が起きました。亡くなられた3人のうち2人は幼い学童であり、もう1人は2週間ほど前に入学した長女の登校に付き添い、事故に巻き込まれて亡くなった若いお母さんが妊娠中だったことが一層悲しみと衝撃を誘いました。

また、千葉県館山市でも4月27日の朝、遠方の学校に通うため停留所で路線バスを待っていた子供たちに軽乗用車が突っ込んできて、小学1年生の男の子が亡くなりました。バス停には児童

4人が1列に並び、母親2人が付き添って路線バスを待っていた。館山市教育委員会によると、市内にはバス通学をしている小学校が館山小を含め3校、中学校が2校ある。同市では学校の統合が進み、遠距離通学になった児童や生徒にバス通学に対する補助金を支給している。館山小は補助金の対象外だが、保護者の判断でバス通学が認められ、全児童の約15%に当たる74人がバス通学をしていた。現場と小学校は約2.8キロの道のりでありました。

また、愛知県岡崎市でも同じ日、4月27日の朝、県道交差点で集団登校で横断歩道を渡っていた小学3年生の女兒と5年生の男児が、軽ワンボックス車にはねられけがをした。2人が通う小学校では、前日に教員が下校に付き添い全通学路を点検したばかりだと報告されております。

集団登校中の児童が被害に遭う事故は各地でたびたび起きており、各小学校は対策をとっておられます。しかし、保護者らの対策にも限界があり、集団登校は事故に遭うと被害者が多数になる懸念もあり、逆にばらばら登校すると連れ去り被害などのおそれがあり、防犯の観点から集団登校はやめられないという問題もあり、保護者の不安は広がります。

京都府は5月23日、通学路に指定されている府管理の府道、国道のうち、分離歩道がなく交通量が多い92カ所について、5から6億円をかけて注意を喚起する路面標示や警戒標識設置などの安全対策を8月末までに実施する方針を明らかにしました。また京都府は、各土木事務所を通じて歩道と車道が分離していない集団登校、保護者らが危険を認識して引率しているの3点を基準に、国道、府道の危険箇所を調査した。その結果、府北部の7市町では42カ所を上げた。各市町も小・中学校に依頼をする形で指導も含めた調査に乗り出し、府北部全体で計722カ所について危険との回答を得たと新聞報道にもありました。本町での調査状況は、また調査結果が出されておれば聞かせていただきたいです。

また、本町の小・中学生は通学バスの通学、徒歩、自転車通学で道路が狭い、見通しが悪い、歩道と車道が区別されていない危険な場所もあります。今後の安全対策としての取り組みをお聞かせをお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員のご質問にお答えをしたいと思います。

私のほうは1点目のほうでございます。高齢者免許自主返納の支援についてでございます。

議員おっしゃいますとおり、交通事故死者数は減少しているものの、65歳以上の高齢者の死者数は余り減少しておりません。また、平成に入ってから約20年間で、65歳以上の高齢者が第一当事者となる事故は約4.6倍程度になっていると伺っており、さらなる低減には高齢者対策は不可欠と言われております。

我が町でも、高齢者の交通安全対策は喫緊の課題であると考えております。このため議員おっしゃられる65歳以上の高齢者の免許証自主返納者支援については、本町でも現在、住基カードの無料発行や免許証にかわる身分証明書の無料発行などを初め、10月から実施をいたします200円バス、400円バスに合わせて路線バスの回数券または無料定期券の発行など広く検討をしております。加えましてKTRの200円レールにも取り組むこととして、さきの全員協議会でも説明させていただいたところであります。今後、丹海バス、KTRなどとの調整を進めていきたいと考えているところです。事そのように自主返納支援を積極的に進めさせていただきたく思っております。

しかしながら、議員のお話の中で電動のシニアカーですかね、それに対する補助はいろいろと福祉のほうの補助もあり、兼ね合いがありますので、少しそれについてはお約束はしかねると思いますが、積極的に推し進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、上辻議員さんの質問につきましてお答えします。

通学路で危険な場所について、伊根町の調査状況を伺いたいことにつきまして、伊根町教育委員会では地域整備課と連携しながら、亀岡市の事故発生日の4月23日、各学校に通学区域と学校の総点検の実施を行い、その点検結果を報告するように指示したところであります。その結果を事務局で取りまとめましたので、簡単にご報告します。

伊根小学校につきましては、危険箇所府道伊根港線東平田の七面山周辺の見通しの悪い道路の通

行には、常に安全に気をつけて歩行するように指導しております。この町道については、歩道と車道がきちんと分離されていない、さらに狭い、そういった中で亀山から学校へ、そして日出から学校へというようなことで道路の幅が狭い中での登下校に、細心の注意が必要である。学校では子供安全見守り隊、地域及び保護者の皆さん約20名と連携しながら登校指導を行っております。対策要望については、道路の拡幅等、現状では非常に難しい中で注意喚起の標識を設置してほしいとまとめております。

次に、伊根中学校におきましては、危険箇所府道伊根港線、伊根小学校と同じ箇所であります。国道178号線朝妻地区内伊根の里周辺、比較的道幅が狭く朝妻川に近い部分では、ガードレールもなく自動車を避けて自転車が左に寄った場合、川に転落したり、あるいは転落のおそれがあるというようなことがございます。ガードレールが必要である、特に交通ルールやマナーの指導を徹底しているところであります。

対策要望については、学校ではPTA、駐在所さん、地域の方々と連携しながら、あいさつ運動を兼ねての登校指導を実施しております。各学期1回、週3回が4週間程度というようなことで行っておるところであります。

本庄小学校では、危険箇所が府道本庄浜、本庄宇治線、府道弥栄本庄線。本年度は本庄浜の児童5名がこれまでのスクールバスから徒歩通学になったところであり、場所が道幅が狭かったり、川筋であったり、民家がないというような中で、保護者を中心にして登下校の見守り、青色パトロール隊や更生保護女性会の見回りにお世話になり、教職員の登下校指導の強化に努めているところでございます。毎月1、15日を設定して実施しております。

最後に、本庄中学校では危険箇所国道178号線蒲入から長延、蒲入から長延までは道幅はあるもののカーブが多く、そして見通しが悪いということでございます。さらに、町道亀島本庄浜線。本庄浜から野室への上り坂、急な上り坂で見通しが悪く、降雨時はがけ崩れのおそれがあったり、また人家がなく路側帯にまた草が生い茂り、余計に見通しが悪くなり、狭くなっている現状であります。中学生の通学路になっていることの注意喚起標識が必要であり、対策要望については中学生の通学路になっていることの注意喚起標識の設置をお願いしたいとまとめて調査結果として上がっております。

最後に、今後の安全対策についてどのような取り組みを考えているかのご質問ですが、結論から申し上げますと、先ほど答弁しましたように特に取り組みは考えておりません。これまでから各校で取り組んでいただいている活動を継続していただき、今後も住民の皆さんのご理解とご協力をお願いできるよう、関係機関あるいは特に駐在班と連携を図りながらやっていくということでございます。しかし、先ほど学校からの調査報告の中に通学路になっていることの注意喚起標識の設置をお願いしたいという対策要望が上げられておりましたので、これにつきましては今後関係機関と連携を図りながら検討していきけるのではないかと考えております。

土木事務所と宮津警察署、宮津市、与謝野町、伊根町各市町教育委員会が集まり、道路交通連絡会議が開催されてきております。各市町が危険箇所の調査報告を行い、危険箇所の認定、対策について協議がされております。この連絡会議がどのようなまとめをされ、市町に対して指示などがあるのか結果を待ちたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） ありがとうございます。

先ほど、電動車いすの購入補助等はお願いしておるわけなんです、電動車いすは価格にしますと約二十数万円から上が38万円前後するものであって、自主的に返納されれば一部でも助成してあげればなというふう感じておるところでございます。

また、通学路の安全性では、本庄浜野室間というのは非常に路面が、アスファルトも硬化しておったり陥没しておったり、またすごくカーブが多い。あそこを何とか、生活道路でもありますので、やっぱりその早期改修といいますか、また生活道路でいいますと津母から泊とか景色もすごくいいところでもありますし、すごく生活利用度、一周されるような道なんで、またそういうことも含めて安全対策をとりながら考えていけてもらえればなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 再度でございますけれども、電動のシニアカーですか、それにつきましては現実に福祉のほうでも、その車については補助ないんですね。そういう中で自主返納された方、多分そういう車が必要な方はもともと当然自主返納をすべき方であろうかと思われまので、自主返納したからといってそういう車の購入費用というのは、なかなか難しいかなと思っております。検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 上辻議員。通学路の安全対策の再答弁はよろしいですね。いいですか。はい。

以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、水道料金及び基本水量の見直しについて、通学路の安全対策についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 失礼いたします。

通告書のとおり、1番目の水道料金及び基本水量の見直しについてということで質問をさせていただきます。

現在、伊根町簡易水道事業では、基本水量が10立方メートルとなっております。2カ月の検針で20立方メートルということになっておりますが、近年高齢化も進み、ひとり暮らし、2人暮らしの高齢者が1割となっておりますし、ひとり暮らしの世帯が45人、2人暮らしが90人、この数字は70歳以上で社協調べというようになっております。こうした中で、基本水量の半分も満たない世帯がふえているものというように思われます。

現在、厳しい財政状況の中、水道料金を直ちに下げることが難しいとは思いますが、基本水量の見直しを検討していただき、また2戸以上持っておられる別宅料金の引き下げなどを検討してはどうでしょうか。現在、下水道工事が進められております伊根地区におきましても利用者負担減が図られ、下水道の接続率の向上及び各地区で閉栓されている別宅の開栓が増えると思っておりますが町長のお考えをお聞かせ下さい。

入学式、卒業式また学校行事等に参加する機会がふえております。その中で、毎回思うことは入学者、卒業者よりも来賓のほうが多いということです。

近年、都心の児童の自然豊かな農村漁村の小学校に入学し、自然体験や生活文化体験など、さまざまな生活をさせてやりたいという親がふえております。平成22年度の実績におきまして、小学生で327人、中学校195人、山村留学体験者実数として延べ989人、近畿で32人の留学をされております。我々が思っている以上に、農村漁村の小学校は都心の小学校よりも魅力があるということだと思います。伊根町も全国でも指折りの自然豊かな魅力ある町であるというように思います。この魅力を生かして、伊根町でも山村留学を検討してはどうでしょうか。また、留学生の寮としては筒川文化センター、また空き家を利用することなどにして、より一層効果が得られると考えますが、町長さんの意見をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の水道料金及び基本水量の見直しについてのご質問ですが、泉議員の発言のとおり簡易水道の料金につきましては、1カ月の基本水量が10立方メートルで、2カ月の検針により20立方メートルが基本水量となっております。昨年度の数値で申しますと、伊根町全体の水道メーターの件数は1,351件で、そのうち基本水量に達していないメーターの件数は725件であります。56%が基本料金となっております。まだ10立方メートル未満の件数は全体の約30%となっております。

水道料金の見直しにつきましては、町長、私が伊根町水道及び下水道使用量等審議会に諮問し答申をいただいて、それが見直しを必要とするものであれば条例改正議案を提案し、議会の議決を経て改正を行っているところでございます。前回の審議会は平成22年度に開催し、現行の水道料金で据え置くとの答申をいただきました。この理由につきましては、これまでも何度か説明をしてお

りますが、平成25年度までは起債償還額が元金と利息を合わせて1億円余り、これがピークでございます。それを過ぎれば平成26年度には8,000万円前後と約2,000万円程度減少する見込みとなっており、この時期に合わせて水道料金を見直したいと考えております。このことについては、多くの住民の皆さんからもご要望をいただいております。住民懇談会でもこのようにご説明をいたしまして、ご理解を願っております。

概算ではございますが、結局値下がりになりますね。大きな値下がりになるかと思えます。基本水量を半分にするわけでございます。基本水量を半分にすれば、基本料金も半分になります。概算でございますけれども、水道料金は約800万円の減収になる見込みでございます。本年度の当初予算でもご説明申し上げましたが、本来でしたら2年ごとに審議会を開催しておりますが、そのような理由で平成24年度から平成25年度に開催を延期したものでございます。

また、別宅料金の引き下げについてでございますが、これにつきましては、なかなか別宅という定義が難しいところもあります。これからの検討課題として取り組みたく思います。まずは、基本水量の見直しを行いたいと思っております。

山村留学につきましては、教育長のほうから答弁をさせたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 泉議員様の質問にお答えをいたします。

伊根町で山村留学を検討してはどうかであります。山村留学の歴史を少し紹介したいと思います。

山村留学が創設されたのは1976年、昭和51年ごろ、実施学校は長野県で2校行われました。内容は、複式学級の解消を目指しておりました。都市部の小・中学校が長期間にわたって親元を離れ、農山村の留学センターや里親家庭で生活しながら、その地域の学校で学ぶことであります。山村留学の創設後、この活動は全国の自治体から注目を浴びるようになりました。過疎地域の学校活性化に役立つのではないかと考えられたようです。観光地化されていない自然の豊かな農山漁村で暮らしながらさまざまな自然体験をする、子供たちの健全育成のための教育実践活動でありました。そうした条件が整った地域は、一般に過疎地域であります。学校の規模も小さく、複式学級化の問題や統廃合問題を抱えているところでありました。過疎化による学校統廃合の問題は、自治体や地域住民にとって極めて深刻な問題です。そうした問題に悩む人々にとって、地域外の子供たちが転校してくる山村留学は、複式学級化や学校統廃合の危機を救い、学校や地域を活性化させるための切り札として目に映り、過疎地域では山村留学が1985年、昭和60年ごろから全国各地で広がっていきました。

近隣では、南丹市の美山町が平成10年度から制度を導入し、6名から10名以内の留学生を受け入れてスタートしています。現在、14期生の子供8名が留学しております。平成8年から2年間、山村留学検討委員会推進委員会を立ち上げ、先進地の視察、検討会を重ね平成10年に導入されたわけであります。留学期間は4月から1年間を原則としていますが、条件によりましては更新も可能であります。ただし、夏休み、冬休みは帰省をします。留学センターで2人1部屋で生活し、週1回田舎暮らしの体験として、地元の民家に1泊2日のホームステイをしています。センターには寮母さんが常駐され、子供たちの生活を支援します。また、週末体験だとか夏だとか冬の体験留学、あるいは学習も行われております。受け入れは地元の山村留学運営委員会が中心となって、地元の学校、地域が一体となって行われております。募集基準などは2年生から5年生の小学生、保護者が制度の趣旨を理解していること、事前に地域の下見や体験留学をしていただいております。決定に当たっては運営委員会が親子の面接を行い決定する。費用は月額1人およそ7万円程度の個人負担があります。概略このような状況で、南丹市美山町では取り組んでおられます。特に、2年生もいましたが高学年を中心に受け入れているということでございます。

全国には制度導入の市町村多々あり、自然環境、生活面、交通網など、地域によって異なっており、さまざまな手法で取り組んでいると思われませんが、基本的には地元の皆さんがどこまでこの制度を理解し、協力を支援いただくかにかかっていると思えます。親元を離れ一人で生活しなければならない大事な子供さんを預かるわけですから、慎重な対応が必要になります。一時的に子供がふ

えるから複式学級や統廃合の危機を救えるのではないかなどの思いから取り組むのは避けるべきであると考えております。

このようなことを踏まえ、伊根町で取り組めるのかと考えた場合、形はどうであれ取り組むことは、かかわれるか、しっかりした組織、常駐職員の配置等を確立して受け入れるかなどが思いますと大変厳しいものがあると思っております。予算面的にも親御さんの負担が半分、あとの半分が町単費であります。全体で今年度で約1,200万ほど計上しているようであり、要するに600万と600万ぐらいが予定されているようです。仮に里親方式でいくにしても、高齢者の方が多く、継続して実施できるか疑問であります。既存の施設を活用するにしても、空き家を利用するにしても内部の改修が必要であり、子供の日常生活を指導する指導者の確保など、多くの整理すべき課題があると思っております。この指導員は、南丹市で2名が常駐しております。それ以外に、教育委員会に5名ほどの指導主事等々入れております。

時間をかけ、地元と協議をし、課題を解決していくことで制度の導入はこの先実現するかもしれませんが、現在、伊根町あるいは伊根町教育委員会としましては、検討はしておりません。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） それではまず水道料金のほうからについてですが、別宅というのは、例えば町長さんの家ですと本宅があつて、そして海辺のほうで民宿されて、あれが別宅という意味なんです。民宿で銭もうけされているんでそういうところは除いても、やっぱり昔で言う隠居ですね、今どこのところ行ってもあるというふうに思うんですが、それらについて料金を下げられれば、いま休止してとめているところでも再度水道でもつけていこうか、下水を接続しようかということになるのではないかなというように思うので、そういう2戸以上という別宅料金を設けたらどうだろうということで提案をさせていただきました。

それから、山村留学につきましては伊根町としてはもう考えていないということですが、これだけ子供さんが少なくなった中で、そしたら民宿にすれば、だれかの農家民宿なりしたら、経営面も多少ね、よそのほうでは農家民宿でもかなり収益を上げているところもありますし、やはりそういう回し方での収益も考えていけるだろうし、漁村は漁村なりの民宿も考えていけると思うし、そういうのをあわせて、人が働く場所がとりあえず求められるのではないかなというように思いましたので、こういうような提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 答弁、町長どうですか。よろしいか。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 別宅というのは、昔、伊根地区のほうでは母屋も舟屋も一括で1つの水道栓だったんですね。それが全部分けられました。両方とも基本料金をとられるということで、ああいうことで、大変不評を買ったわけでありまして。かといって生活パターンがいろいろと変わったりしておりまして、核家族でおじいちゃんおばあちゃんこっち。それをすべからく別宅だからもう一つ安い料金にせいだとか、隠居というのが別宅ということでそれまで安くする、そういう線引きはなかなか難しいものですから、そういう線引きはなしにして一応水道は少ない、少ないから今まで一月10立方メートルだったのをもう半分の5立方だと。当然5立方の料金は今までの2,000円が1,000円ぐらいになるわけですかね、そういう方策をまずはとらしていただきたい。多分これで、その辺の今までの独居老人の方が1人でそれこそおられる離れなんかだと、寝食する場所だと、かなり改善をされると思っております。

また、議員さんいろいろと山村留学ですか、その付随したことでいろんな思いをはせられるようでもありますけれども、僕は大変難しいと思うんですね、これは。教育長のほうから話ありましたように、単に子供が少なくなったさかいに、複式学級の解消だとか統廃合ならんようによそから子供呼んできてしたらええが、そういうものではなからうかと思えますね。私などもいろいろ経験があるんですけれども、子供を下宿させた経験があるんですけれども、小学生ぐらいはやっぱり、例えば父子家庭であつたり母子家庭であつたりしても、やはり親と一緒に生活させる、教育させるというほうが普通ではないかなと、そうあるべきではないかなと思えますし、これによって、山村留学というものによっていろんなものを付随させてやろうというのは、なかなかちょっと趣旨が違うの

ではないかなと思っております。また、簡単に考えますけれども、山村留学、こういうのに参加されるのは、今私が申しましたように当然親なんてものは子供は小学生ぐらい、自分もそうです、育てたいものですよ。それを押してまでよその、他の地域の学校に入れるというのは、よほどの事情があるんですね。その事情がみんな我々が酌めるかということですよ。やはり大変心と体を病んだ子もやってくることは、当然想像できるんです。そういうことをこの伊根町の住民の皆さんがみんなまで応援して育ててやろうと、そこまでの気概がもし持てるならばいいと思いますけれども、なかなか私もそこまで皆さんに要求することができませんので、現状としては考えておらないわけでありませぬ。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に、中学校統廃合の進捗状況について、小学校通学路の安全対策についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） それでは、お昼になりますので時間もありませんのでやりたいと思います。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

平成24年第1回伊根町議会定例会におきまして、議案第29号 伊根町立小学校並びに中学校設置条例の一部改正が全員賛成で可決され、3カ月がたとうとしております。統廃合するとされた平成26年4月まで2年を切っております。先日の全員協議会でお伺いいたしましたが、いま一度伊根中学校の耐震診断の結果、2年を切った現在の取り組み、今後の予定などお伺いいたしたいと思っております。

次に、松山議員、上辻議員も質問されましたが、通学路の安全対策について質問をさせていただきます。

京都府亀岡市や千葉県で通学時の小学生の列に車が突っ込むという悲惨な事故が頻発したことを受け、全国で通学路の危険箇所のチェックが行われているところであります。

伊根地区内においては、町道の七面山下が危険箇所であると聞いております。伊根地区内は道路幅も狭く、特に七面山下は中でも最も狭く、早期の改修が必要であると思っております。しかし、私が危険だと感じるのが町道の日出から平田三差路までであります。伊根地区内では道幅もあり直線も多く迂回路ができたため、車の量が減り通行する車がスピードを出して通る、通行する車が減ったことで道路上に駐停車する車も多くふえているように思います。

私が思いますに、白線の外はたとえ50センチでも、側溝上であつても歩道だと思っております。ぜひ、白線の外、民地との間に車、物などが置かれぬような町としての取り組みをされたいと思っております。

関連してですが、町、町職員のこのことについての考え方についてもお伺いいたしたいと思っております。

まず1つ、日出公民館前の排水溝であります。公式に言っははませんが、日出区長として何度か町に苦情を言わさせてもらっております。白線の外が歩道であるなら、あの排水溝は歩道をふさぎ大変危険なものだと思っております。美観も悪く、町長が以前言われた地区内からパイロンなどなくすというようなことをしますと、夜全く見えない危険な排水溝であります。

もう1点、何度か一般質問されていますが、大西海岸付近の釣り客の駐車している車の間に、今回の排水管整備工事の資材が、私が思う歩道に長期にわたり置いてあつたということでもあります。大西海岸のカーブ、桜の木のあたりですが、あの場所は極端に道幅が狭く、車同士の離合も難しく大変危険な場所でもあります。白線外が唯一の広い場所であり、そこに工事の物を置く施工する業者にとっては、車を横づけでき安易に作業ができるので置いたのでありましようが、先ほど松山議員が言っておりましたが、今回のこの事例は町発注の工事でもあり、それを監督する町職員が業者に対し注意ができないというのが、私は残念でしようがありません。町職員のトップである町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 各議員にお願いなんです、12時を一般質問少し回ってくると思いますが、お許しをいただいて最後まで続けたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

確かに、伊根地区内は道路幅が狭くあります。しかしながら現状、通学路の確保が大変困難というほどのことはないのかなと思っております。しかし、最近の町発注の工事が地域住民に対して配慮がない、そのようなことが現実起こっているように思っております。

昨年の5月に被災した日出公民館前の日出平田線災害復旧工事につきましては、町道際の復旧工事を国庫補助事業により、そしてその背後の斜面の整形や排水路の工事を災害関連維持工事で行いました。国の災害査定時にはすべてを国費で復旧する申請をしておりましたが、残念ながら道路際までの採択にとどまりました。そうであったんですけども、その後維持工事で背後の復旧工法の見直しを行ったため、この復旧工事と調整ができなかったわけでありまして。また、土地所有者から境界に排水路を設置するように後になってから依頼があったため、排水管が道路上に出るといった設計にせざるを得なくなりました。通行に支障を来しかねない工事になってしまったところであります。今後は、できる限り工事間の調整を行い、住民、土地所有者の理解と協力を得て適正な工事を行っていきたいと考えております。

また、平成23年度の伊根地区漁業集落排水管路工事におきましては、資材置き場からの搬出車により道路の汚れが目立った5月の連休には、仮復旧のおくれによる段差や土ぼこりの発生、通行規制午前8時から午後6時の解除時間のおくれ等により、本当に住民の皆様には大変なご迷惑をおかけしたと思っております。

平成24年度の管路工事につきましては、昨年度の反省点を踏まえ、資材置き場及び残土仮置き場周辺の道路の清掃、早期の舗装、仮復旧、通行規制時間の厳守と時間帯の短縮、今年度は午前8時半から午後5時までを履行し、住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう請負業者に徹底を図り、工事を進めてまいりたく思っております。また、他の工事につきましても同様に住民の皆様への配慮と安全に心がけ、工事を行ってまいりたく思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、佐戸議員様の質問にお答えします。

初めに、平成26年4月に統合する伊根中学校、本庄中学校の現時点での取り組み、今後の見通し等についてということでございますが、初めにこれまで学校統合の取り組みにつきまして、全議員の皆様そして町民の皆様にご多大のご理解とご協力を得たこと、厚く御礼を申し上げます。特に議員様には協議会等々含めて大変お世話になりました。そしてここまで今進めております。ありがとうございます。

3月議会において、小・中学校設置条例の一部改正の可決を得まして、平成26年4月から中学校の統合が行うということになりました。教育面、施設面と分けまして現時点での取り組み、今後の見通しを報告いたしますと、教育面は特に何か進んでいるということはありませんが、6月の校長会で指示を出しました2学期をめどに、本庄中学校に仮称「廃校」あるいは「統合」の記念誌の作成準備委員会の立ち上げを検討していただいくということで、地域等々含めましてお世話になるというように考えております。そのほか、どのようなことが必要なかを協議しているところであります。現在、各中学校で教職員に新しい学校のありようにつきまして、施設設備等で必要なもの等の整理を今お願いしているところであります。

次に、施設面ですが、5月末に耐力度調査が終了し、調査結果をもとに耐震補強か全面改築かの検討を行ったところであります。教育委員会としては、全面改築を行うということで確認をしました。校舎等耐力度調査の結果4,500点を下回っていることから、全面改築が可能となり、耐震性、安全性、環境改善等を考慮し、国の危険改築事業で行い、屋内の運動場、体育館ですが不適格改築事業により建てかえが可能でありますので、どちらも全面改築することが適当であると判断しております。また、現在の校舎は土砂災害特別警戒区域に建築されているため構造規制に配慮すること、平田川が砂防区域指定されているため砂防施設への配慮などが必要となってまいります。このような状況を踏まえて場所の検討をした結果、現伊根中学校の敷地内でも建てること、そういったときに教育環境、安全性の追求、生徒の負担軽減、工事費の削減、節減、工事期間の短縮などを

考慮し、グラウンド南側、グラウンド敷地内を選定したところであります。

今後の見通しであります。速やかに基本構想、基本設計、実施設計等に入れるように予算措置を求めていることとしております。予算措置後には、現時点で作成しております日程に基づいて取り組んでいきたいと考えております。

全体の日程を申し上げますと、基本実施設計を平成24年度中に仕上げ、平成25年度は国の内示決定が6月末から7月上旬に通知されることを受け、京都府から連絡があり次第国の内示を受け入札工事となり、着工は8月上旬ごろから予定し完成は平成26年7月末、新校舎への移転使用開始は2学期ごろというような日程を今計画をしております。

2月の住民説明会等でお話ししていた予定として平成26年4月1日からの統合、そして新校舎でのスタートというのは難しくなっております。従いまして、平成26年4月に本庄中学校と伊根中学校は統合しますので、1学期の間は現在の校舎で勉強し、2学期から新校舎に移る、そのようなことになろうかと思っております。また、既存の校舎を使用しながら新校舎の建築を行う計画でありますので、グラウンドの使用ができなくなります。何らかの対応策が必要となってまいります。また、基本設計を作成する上で、今後PTA役員さん、区長さん等々、学校長などから意見を伺う機会や一定計画が固まった時点での説明会などを計画していきたいと考えております。

いずれにしても期間が厳しい日程でありますので、関係各位あるいは議員皆様方のご協力、ご理解賜りながら、町長部局との連携、京都府の指導を受けながら、できるだけ早く安全に竣工できまよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、小学校通学路の安全対策についてのご質問であります。これまでからの質問で回答させていただいていた内容と同様であります。繰り返しとなりますが、教育委員会としましては今後何か安全対策等は、現在考えておりません。これまでから各学校で取り組んでいただいております保護者の登下校見回り、青色パトロール車、スクールガードリーダー等による登下校の見守りなど活動を継続していき、住民の皆さんのご協力をお願いしたいと考えております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 佐戸議員。

○5番（佐戸仁志君） 前回の全員協議会で全面改築の場合、26年9月ごろまでかかるとお聞きし、私は大変驚いております。私はあくまでも26年4月を目標とするべきではないかと思っております。議会で可決された際、吉本町長は感激されておりました。この事業は吉本町政の中でも何本かに入る大事業であり、他の行政サービスが少し悪くなったとしても職員を集中させ行うべきではないかと思っております。全協の中でも言いましたが、26年9月が目標となりますと、何かが起こった場合、27年4月になってしまうのではないかと心配しております。

早い時期に制服などソフト面でのPTAの会合を開くなどして、あすからでも毎日でも会議をし、一日でも早くよりいいものを完成させていただきたいと思っております。

答弁は結構でございます。

一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 答弁よろしいですか。

○5番（佐戸仁志君） はい。よろしいです。

○議長（宮下愿吾君） そうですか、はい。

以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

これで本定例会における一般質問を終わります。

休憩をいたしたいと思っております。午前中の会議はこれまでとし、午後1時から再開をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 12時05分

再開 12時59分

◎ 日程第3 議案第43号

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。午前中に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第43号 平成24年度伊根町一般会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第43号 平成24年度伊根町一般会計第2回補正予算についてをご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算総額に5,731万8,000円を追加し、25億8,153万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算については、追加により緊急性のあるものを計上しております。

2ページをごらんください。

歳入については、18款繰入金5,601万8,000円の増額は、不足する財源分について財政調整基金からの繰り入れを計上しております。

20款諸収入130万円は、伊根中学校体育館修繕の建物共済金を計上しております。

4ページをごらんください。

次に歳出は、7款商工費408万9,000円の減額は、任期付職員の退職に伴う人件費などでございます。

10款教育費6,140万7,000円の増額は、伊根中学校体育館の修繕費及び中学校の統合に伴う伊根中学校改築に要する調査、設計費などを計上しております。

細部につきましては、各担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 議案第43号 平成24年伊根町一般会計第2回補正予算について説明。（各担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 商工費についてお尋ね申し上げます。

6月末をもって任期付職員さんが辞職されるということで、9カ月ということで7月から臨時職員さんを採用されるということによろしいのかなと思うんですが、この6月末で辞職される職員さん、何か聞くところによると6月はほとんど出勤されていないと、もう既にきのうあたりに引っ越しもされたということを知っているんですけども、有給消化もあるでしょうが、先ほどのマニュアルの件もでございます。職務怠慢ととられてもおかしくないようなこともありましたもので、しっかりとした処分等も必要ではないのかなというふうに思うわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 任期付職員の6月の勤務状況についてご質問がございました。

この職員につきましては、本年1月に年間の休暇日数が付与されておりまして、その残りが6月の時点で16日ほどございました。そのうちの12日ほど消化させていただきということで今、年休を消化している状況でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 教育費についてちょっとお伺いします。

学校建設費の金額なんですけど、調査費と設計とで内訳をちょっと教えていただけませんか。

○議長（宮下愿吾君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） 実施設計と基本設計を合わせますと約5,400万です。調査費が約600万、そういう予算計上でございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 先ほどの濱野議員の質問の関連なんですけど、6月いっぱいではめられると、新たにまただれかを募集されるというようなふうなことを聞いておりますが、どのような形で募集をされるのでしょうか。

○地域整備課長（白須 剛君） 今回の補正予算で可決されましたら、直ちに公募を行いまして、複数であれば書面審査並びに面接等を行いまして決定をしたいと考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を

終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成24年伊根町一般会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第41号

○議長(宮下愿吾君) 日程第4、議案第41号 平成24年度伊根地区漁業集落排水(管路)工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第41号 平成24年度伊根地区漁業集落排水(管路)工事請負契約の締結についてでございます。

伊根地区下水道工事について、本年度も継続して管路工事を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(宮下愿吾君) 泉主幹。

○地域整備課主幹(泉吉広君) 議案第41号 平成24年度伊根地区漁業集落排水(管路)工事請負契約の締結について説明(説明記載省略)

○議長(宮下愿吾君) これから質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番(三野三千彦君) ちょっとお尋ねしたいんですが、真空ユニット105個ということですが、105個は1軒ずつのユニットの数ですか。

○議長(宮下愿吾君) 泉主幹。

○地域整備課主幹(泉吉広君) はい。1軒に1個です。それとマス取付管工、この23カ所の自然流下の公共マスと考えていただいて、全105カ所と23カ所、合計128カ所の家庭につながるものでございます。

○議長(宮下愿吾君) 三野三千彦君。

○7番(三野三千彦君) 全戸、下水道に入る予定でやっていることですか。

○地域整備課主幹(泉吉広君) 全戸接続予定で工事をさせていただいておりますが、既に空き家になっているところの家につきましては、接続しない方向で持っていっております。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番(三野三千彦君) 全戸加入ということでやっておるようですが、それぞれ調査もされておると思うんですが、入るか入らんかということですか。そのパーセンテージはどれくらいあるんですか。恐らく100%ということはないんだろうかなという感じはしているんですが。

○議長(宮下愿吾君) 泉主幹。

○地域整備課主幹(泉吉広君) 測量なり接続するときに、ある程度の調査を行っておりますけれども、100%ではないです。もう絶対に帰ってこないのも、うちは要りませんという家は多少はございます。100%ではございません。

(「休憩」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 休憩をいたします。

休憩 13時18分

再開 13時19分

○議長(宮下愿吾君) それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。質疑がないようであります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第41号 平成24年度伊根地区漁業集落排水（管路）工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 行政報告

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。ふるさと振興公社の経営概況についての報告をお願いをいたしたいと思えます。白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） それでは、伊根町ふるさと振興公社の経営状況報告をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、6月7日に開催されました別添配付の第15回株式会社伊根町ふるさと振興公社定時株主総会議案書により、経営状況の概況につきまして報告させていただきます。

なお、説明の際の金額につきましては1,000円単位として報告させていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

伊根町ふるさと振興公社においては、本町の観光関連施設である伊根町舟屋の里公園、伊根町水の江里浦嶋公園の2つの公の施設について、指定管理者として平成23年度から3年間の契約により、施設の管理、運営が実施されておりまして、平成23年度につきましては、この指定期間の最初の年度の決算報告でございます。指定管理者につきましては、条例の設置目的に則して、施設の管理とあわせて利用促進に努力いただいております。

さて、平成23年度決算においては黒字決算となり、当期純利益は29万9,000円となっております。23年度は世界経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気回復の兆しが見えてきておりましたが、東日本大震災により日本経済全体に大きな影響をもたらすこととなり、さらに原油価格の高騰などもあり先行き不透明な情勢でありました。また、高速道路料金の土日休日上限1,000円の廃止などが影響した決算内容となったことが見受けられるところでございます。

さて、報告でございますが、1ページは総括的概況として、先ほども申し上げました減収減益の要因等が記載されております。

次に、2ページから3ページは会議関係、契約関係、その他庶務事項であります。記載のとおりでございますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

次に、4ページの貸借対照表でございます。資産の部の1の流動資産合計は2,183万6,000円、2の固定資産合計は107万4,000円、資産合計2,291万1,000円でございます。負債の部の1の流動負債合計は537万7,000円、負債合計も同額で、資本の部の資本金合計は1,753万4,000円で、負債資本合計は2,291万1,000円でございます。

次に、5ページでございますが、各部門別の内容についてはお目通しいたき、総計欄のみご報告申し上げます。事業収益は計画額1億859万5,000円に対して1億848万6,000円となり、計画対比99.9%とほぼ計画どおりとなっております。また、売上原価は計画額2,326万2,000円に対し2,458万6,000円となり、計画対比105.7%となっております。その結果、事業総利益については8,390万円となっております。全体の販売費及び一般管理費につきましては計画額8,314万7,000円に対して8,315万4,000円となり、計画対比100%となっております。

よって、事業利益は74万5,000円、事業外収益5,000円、その結果、経常利益が75万円の黒字となり、法人税差し引き後の当期利益は前述のとおり29万9,000円となっております。

前期繰越利益は223万5,000円で、当期末処分利益は253万4,000円でございます。利益処分案につきましては、7ページに記載のとおりでございます。

次に、9ページから10ページは、第16期平成24年度計画について基本方針と具体的重点事項が記載されておりますので、後ほどお目通しください。

次に、資料11ページでございますが、事業収益は前年計画対比98.2%と、東日本大震災などの影響を考慮し、計画額を若干抑えつつ販売費、一般管理費のコスト縮減と業務の効率化に努め、利益については63万4,000円に設定されております。

株式会社伊根町ふるさと振興公社につきましては、平成23年度から3年間、指定管理者として指定されており、残りの期間についても積極的な事業展開を期待いたしまして、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ただいま、ふるさと振興公社の経営概況についてのご説明がありました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ここに社長さんもいらっしゃいますのでちょっとお聞きしたいなと思うんですが、原価率の引き下げに努めるとともに施設間の相互応援体制を確立し、人件費コストの圧縮とありますが、人件費コストの圧縮とって、また首を切るとかそういうことをお考えなのか、首を切るとか人件費そのものを、人材を減らしていくとお考えなのか、私思いますにサービス業は人件費減らすというのが一番最終的な手段だと思うんですね。もっともっと広告とかについて努力すべきなんじゃないかなと。見ていると純利益が去年で二十何万ですか、ビジネスとしていかなものなのかなというのが私の正直な意見です。もう少し、ビジネスとしてやられるのであれば利益を出さないと、レストラン部門についてというふうに思うんですが、いかなものでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） それでは、休憩をいたします。

休憩 13時29分

再開 13時46分

○議長（宮下愿吾君） それでは再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにふるさと振興公社の経営についての質疑ありませんか。ないようであります。それではこれでふるさと振興公社の質疑を終わりたいと思います。これで行政報告は終わりました。

◎ 日程第6 意見書案第1号

○議長（宮下愿吾君） それでは、次に入ります。

日程第6、意見書案第1号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

既にお手元に写しを配付しておりますので、事務局による意見書案の朗読については省略をいたします。

これから本意見書案について、提出者の趣旨説明を求めます。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する小群島、1885年から明治政府が実質調査を行い、他国の支配が及んでないことを確認した上、95年に自国領土に編入することを閣議決定した。戦後一時期、米国の施政下に置かれたが、1970年の沖縄の日本復帰とともに日本に返還された。その後、日本政府は我が国固有の領土であり、尖閣諸島をめぐる領土問題は存在しないという立場を貫いている。ところが、1960年代以降後半に海底資源が確認されると、台湾と中国が領土権を主張し始め、90年代以降は反日活動家の抗議船や中国漁船による領海侵犯が勃発するようになった。2010年9月7日、同領海内で中国トロール漁船が海上保安庁の巡視船に衝突、同庁は中国人船長を公務執行妨害容疑で逮捕した。これに中国政府が猛反発。12日未明、外交担当国務委員、戴秉国が、中国大使を呼び出し船長の即時釈放を求めた。日本側が応じないと、日本は閣僚級以上の交流停止、また青少年交流イベントの中止、レアアースの輸出禁止などの対抗措置をとり、20日には建設会社フジタの日本人社員4人を軍事管理区域に不法侵入したという理由で拘束した。こうした露骨な対日圧力に対し、元内閣総理大臣である菅直人内閣は、国内法に基づき粛々と判断すると繰り返してきたが、最大の貿易相手国でもある中国との戦略的互惠関係修復を優先し、一転して譲歩、24日内閣の意向を受けたと見られる那覇地検は処分保留のまま中国人船長を釈放した。こ

うということが起きておるがために、今後そのような事態が起きないように法整備を求めるという内容の意見書であります。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 続きまして、これから質疑を行います。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） ここに書かれているとおりでと思います。

日本固有の領土なんですが、それを今、民主党政権でも主張をしています。なのにあえて今説明されたのは、自民党がそうだったから新しい新法をとということで多分言われているんだと思うんですけども、今の現段階の多分我々もそう思っていますし、日本の領土だということが確認されているにもかかわらず、今どうしてこの意見書が出てくるのかということがちょっと不思議なんです。例えば、子育て支援についての何か意見書だとか、全くないものに対しての意見書であればいいんですけども、これもうみんなが周知していて総理大臣も日本の領土だというふうに言っているにもかかわらず、それをあえて意見書として出されるというのが、ちょっとよくわからないんです。それと、新法、新法というふうに書かれていますけれども、法整備、新法というところがどの辺のレベルといいますか、どういった新法なのかをもしご存じであればお伺いしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） それこそ尖閣諸島につきましては、日本国有の土地である、島であると言われておりますが、現在、先ほど提案者の方が言われましたように、尖閣諸島近海では日本の漁船が行けないんですわ、あそこへ魚をとりに。日本の土地であって。ただし中国はそこまで来て結構漁業やっておるんです。そういったことが今行われております。そういったことのないように、きちっとした法整備がしてほしいと。

どのような法の整備になるかわかりませんが、そういうことは1年でも1日でも早くやってほしいということで、この意見書が出されたというふうに理解をしております。

○議長（宮下愿吾君） 6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） それともう1つなんですが、11市町村、京都府の中にあると思うんですが、この意見書が承認といいますか、出されているところというのはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） その部分に関しては調べておりませんが、私たちは国や県に対しても、結構頭でっかちなところもあると思いますが、みずから働く必要があるということを考えておりますので、そういうような答弁ですみませんがよろしくお願いします。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 京都府においては、多くの会派が賛成して提出をされようとしております。まだ今は提出しておりません。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 私も尖閣諸島については日本の領土であるという立場で質問をするんですが、1番の領域警備に関する必要な法整備というのは、これはどういうことなのかなと、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 領海警備というのは、経済的排他区域、海の上ですね、その部分の中へいわゆる中国の船が入ってきているのは事実なんです。ただ、その中へ日本の船が行けないんです。上陸もできないのです、日本人が。そんな状況なのです。そのいわゆる領海の整備はしてほしいということなんです。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ただいまは軍艦の船が領域に入ってきた場合のことを言っておられると思うんですが、今度は領域警備ですね、警備。これは何のことを指すのかなと思うんですけどもね。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 国の機関ですね、あそこでいうたら保安庁等にもう少し、中国の船が入

ってこないように警備がしてほしいということです。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、保安庁の警備の法整備であって、自衛隊の配備とかいうことは前提にないわけですね。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 自衛隊等のことはうたってありません。あくまでも法整備をしてほしいというこの意見書であります。

○議長（宮下愿吾君） 6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） すみません。先ほどの提案説明の中であつたんですか、菅直人総理大臣が、要するに中国との関係が悪くならないためにということで釈放したというふうなことを言われていましたけれども、そうすると自民党でそれができなかって、民主党になってそのことを自分たちができなかったから、何とかお願いしますという考え方でよろしいんでしょうか。

自分たちは、それが結局中国との関係が危くなるということで、さっと逃がすといいますか穏便に済ませておきながら、今度は自分たちがそれができなかったから、なんとか法整備を民主党のほうに意見として出したいという考え方でよろしいんでしょうか。私もあれですよ、固有の領土というのはわかった上で、それは質問をさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 党の、自民党だとか民主党だとかいう問題じゃなくして、そういったことはございませんので、あくまでも法整備をしてほしいというものと僕は解釈しております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ございませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となっております尖閣諸島をめぐる、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書について、賛成の立場で討論に参加いたします。

尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するためには、何よりも重要なことは、日本政府が尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張することであると思っております。歴代の日本政府は、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してこなかったのではないのでしょうか。日本政府にこうした態度を改め、歴史的事実、国際法の道理に則して、尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めることが、今必要だと思っております。

同時に、中国政府に対しても今回のような問題が起こった場合、事態をエスカレートさせたり、緊張を高める対応を避けて、冷静な言動や対応を行うことを求めることも大変大事であります。日本と中国との間で、あれこれの問題で意見の違いや行き違いが起こっても、問題をすぐに政治問題にせず実務的な解決のルールに乗せる努力が大切であり、話し合いで平和的に解決することが何よりも重要であります。

そういう点で、先ほど質疑でも言いましたとおり、領域整備に関する法整備については自衛隊の配備についてではないと明言をされましたので、私どももこの意見書には賛成したいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論がないようであります。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第7 意見書案第2号

○議長（宮下愿吾君） 日程第7、意見書第2号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

これから本意見書案について提出者の趣旨説明を求めます。1番、和田義清君

○1番（和田義清君） それでは、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の趣旨説明をしたいと思います。

お手元の資料にも書いてありますが、平成14年9月の日朝首脳会談、ことしの9月で丸10年が過ぎようとしております。先ほどの尖閣諸島と同じくして、確かにこれも長期の自民党政権下では、言葉が悪いですけども、もしくは調査の不十分さが招いた大きな失策であります。

日本のほかに拉致被害者は、タイ、韓国、ルーマニア、レバノン。タイ、同じ民族の韓国にいたしましては470人弱という調査結果の数字があらわれております。日本だけでなく、このように他国のほうでも国家主権を揺るがす拉致行為は、最大のテロ行為であるとともに、直接侵略する行為でございます。

政権が変わっても拉致問題のほうは取り組んでおられますが、なかなか進展が見られない上、続けてこの意見書を出し、さらなる早期の拉致問題の解決を図るために、この意見書の趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 北朝鮮による拉致問題の早期解決ということなんですが、私は6カ国協議について、直ちに北朝鮮に対してテーブルに乗るよというところが一番大事なことはないだろうかなというふうにも思っておるわけですが、この最後のところにある実効ある措置というのはどういことを考えられておるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） これまでも実効ある措置といいますのは、食糧支援であるとか経済支援であるとか、今も続いています万景峰号の渡航禁止等の措置をしておりますが、事あるごとに、確かに今、大谷議員が言われましたように6カ国協議間の協議というのは非常に大切だとは思いますが、事あるごとに北朝鮮の国は6カ国協議の場を資源を引きずり出す交渉の場としまして、そのたびに表面的には初期の報道ではいつも進展しているかのように見えて、結局は全く進展していないということがありますので、この実効ある措置というのは、具体的な策というのは私のほうでは把握しておりませんが、こちらの各民主党、自民党のほうでも有識者会議等ございまして、そちらのほうで専門的な議論をされておるとお思います。

私のほうでちょっと今大谷議員への今の質問に対して実効ある措置がどういうものかというのは、申しわけありません、勉強不足で今ここではっきり言うわけには答えられません。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ただいまの答弁なんですが、一番大切な意見書の実効ある措置を的確に講じられるように要望するという、その中身がわからないというのは賛成も反対もできんのですが、どうなんですかね。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） こちらのほうは、私ども意見書なので専門的な、勉強不足ということもありまして、今大谷議員がおっしゃられたことはもっともなんですが、抗議の意味で拉致問題の早期解決をということで出させていただいたので、そのようにご理解いただければと思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。ほかにございませんか。質疑がないようですが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 私は、議員提出意見書第2号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める

意見書案に対しまして、伊根町議会で唯一ブルーリボンをつける議員として、賛成の立場から意見を申し上げます。

この拉致問題は、拉致被害者本人はもちろん、ご家族の皆さんにとっても耐えがたい問題であります。そして、北朝鮮による我が国の主権を侵害した犯罪行為であるとともに、非人道的な犯罪であるということは共通の認識であると思います。

我々政風会といたしましても、意見書案にありますように、政府に対しまして拉致問題の早期解決に向け全力で取り組むよう要望いたします。

全議員様のご賛同を得て本意見書を提出することを求め、賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 私は、この意見書に反対の立場で討論に参加したいと思っております。

私も本来は濱野議員と同様な意見でございますが、この意見書の提出者が一番大事である実効ある措置を的確に講じられるよう強く要望するという点で、答えることができなかったという点におきまして、伊根町議会議長宮下愿吾の名前で意見書を出すことはできないという意味で反対といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論はないようではありますが、これにて討論を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに意見書を提出いたします。

◎ 日程第8 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第8、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出をされました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回伊根町議会定例会を閉会をします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

議員各位のご協力によりまして、予定どおり閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

6月定例会の会期につきましては、これで終わりとなるわけでございますが、現在大型の事業として中学校の建設問題、あるいは廃棄物の処理場の問題、また1市2町による焼却場の施設整備の問題、また進行中でありまして伊根地区の下水道の処理場の建設等があります。今後、町民の皆様からのいろいろのご意見も出てくることと思っておりますが、議会としても適切に対応していかなければならないと思っております。

議員各位のいろいろのご協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ご苦労さんでした。

閉会 14時13分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員